



# 全世代対応型の持続可能な社会を構築するための 健保改正案について

# 全世代対応型法の持続可能な社会保障制度案を改正する法律の一部を構築するための概要

## 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期内閣府調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。  
(※) 42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

### 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間に調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。

### 3. 医療保険制度の基盤強化等

【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に対する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

### 4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① カカリつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行つ事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行つ当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者による経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定期制について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年内に政令で定める日）

# 次期医療保険制度改革の主要事項

## I. 出産育児一時金の引き上げ

- 出産育児一時金について、費用の見える化を行いつつ、大幅に増額（42万円→50万円／令和5年4月）
- 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入し、子育てを全世代で支援※高齢者医療制度創設前（は、全ての世代で出産育児一時金を含め子ども関連の医療費を負担）

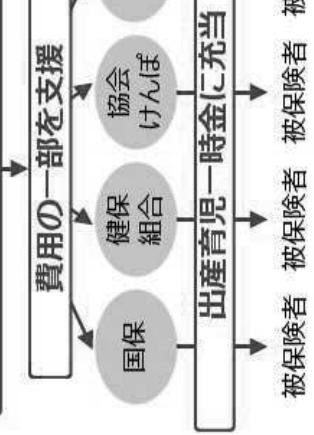
## II. 高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組み

- 現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合を見直し  
▶ 制度創設時と比べ、現役世代の支援金（は1.7倍、高齢者の保険料は1.2倍の伸び）とおり、高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸びが同じになるよう見直し。  
▶ 高齢者世代の保険料について、低所得層の負担増に配慮し、賦課限度額や所得に係る保険料率を引き上げる形で負担能力に応じた負担としつつ、激変緩和措置を講ずる。
- 前期高齢者給付費に応じた格差是正の強化  
▶ 前期高齢者の給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入※被用者保険者間の保険料率の格差が拡大。協会けんぽ（10%）以上の保険者が2割超。
- あわせて、現役世代の負担をできるかぎり抑制し、企業の負上げ努力を促進する形で、既存の支援を見直すとともに国費による更なる支援を実施

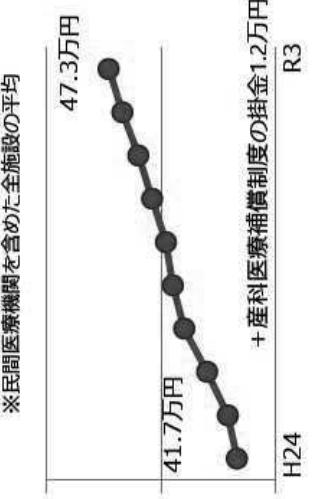
## III. 被用者保険における負担能力に応じた格差是正の強化

- 前期高齢者の給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入※被用者保険者間の保険料率の格差が拡大。協会けんぽ（10%）以上の保険者が2割超。
- あわせて、現役世代の負担をできるかぎり抑制し、企業の負上げ努力を促進する形で、既存の支援を見直すとともに国費による更なる支援を実施

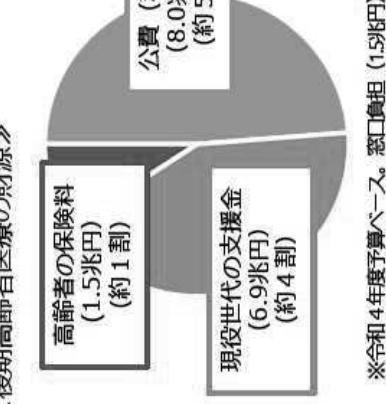
## IV. 後期高齢者医療制度



## V. 出産費用（正常分娩）の推移

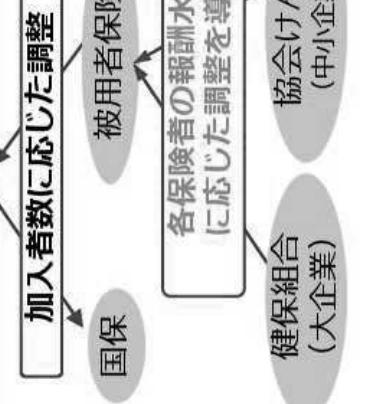


## VI. 後期高齢者医療の財源

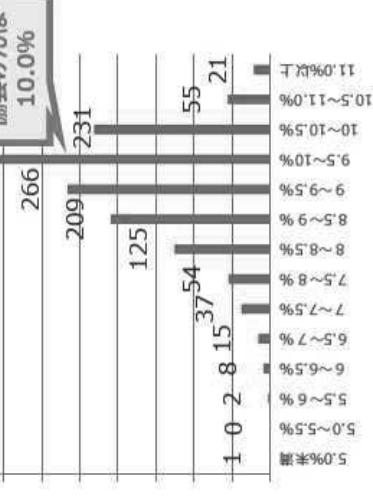


※令和4年度予算ベース。窓口負担（1.5兆円）等を除く。

## VII. 前期高齢者給付費



## VIII. 健康保険組合の保険料率の分布





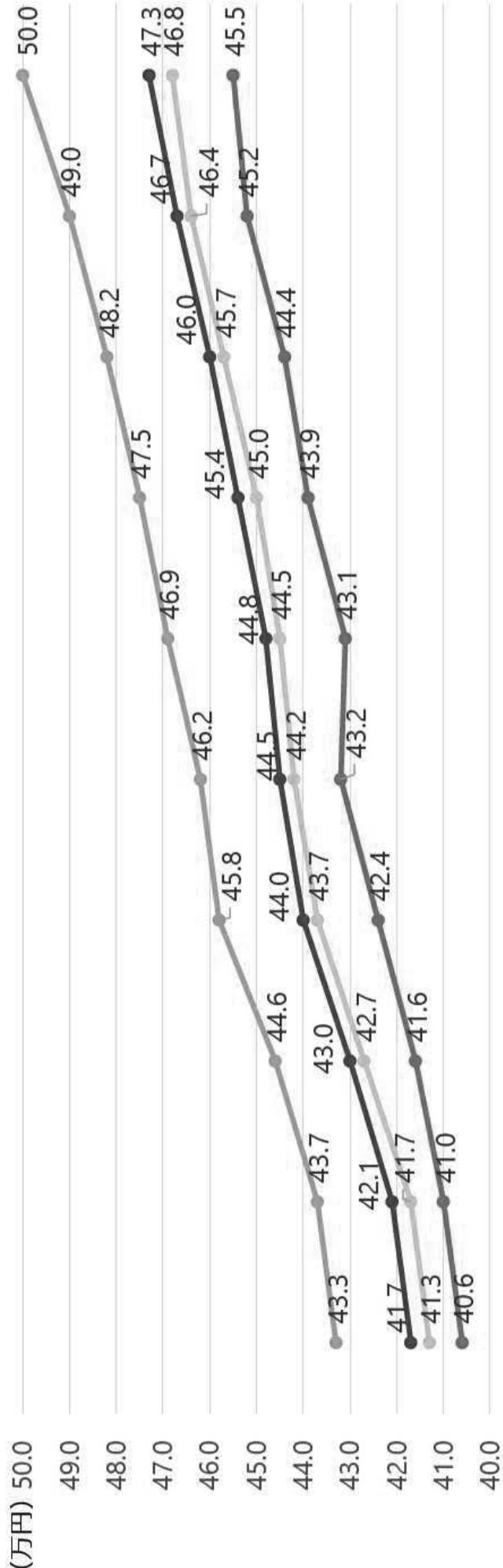
おと、くらし、みんなのため

# 参考資料

## 出産育児一時金の引上げ額について（政令事項）

- 出産育児一時金については、前回の引き上げ時は、「公的病院」の平均出産費用を勘案し、設定。
- 出産費用は年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、
  - ・「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、
  - ・近年の伸びを勘案し、直近の出産費用も賄える額に設定する。
- 以上より、48.0万円（令和4年度の全施設平均出産費用の推計額（※））+1.2万円（産科医療補償制度の掛金）=49.2万円となるため、出産育児一時金の額は、令和5年4月から、全国一律で、**50万円**とする。  
※「全施設」の平均出産費用は、ここ10年、毎年平均で1.4%上昇しており、令和4年度の平均出産費用を48.0万円と推計。

<参考：出産費用（正常分娩）の推移>



（データ） 厚生労働省、室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。  
（※） 平成24年以降、出生数は年間平均2.5%減少傾向（2020年人口動態統計）

● 公的病院の出産費用（室料差額等除く）  
● 私的病院の出産費用（室料差額等除く）  
● 診療所の出産費用（室料差額等除く）  
● 公的病院の出産費用（室料差額等除く）

# 国民健康保険制度改革の推進

- 財政運営の安定化を図りつつ、「財政運営の都道府県単位化」の更なる深化を図るために、令和6年度から  
の新たな国保運営方針に基づき、**保険料水準の統一や医療費適正化等の取組をより一層進める。**

## (1) 出産時における保険料負担の軽減【令和6年1月施行】

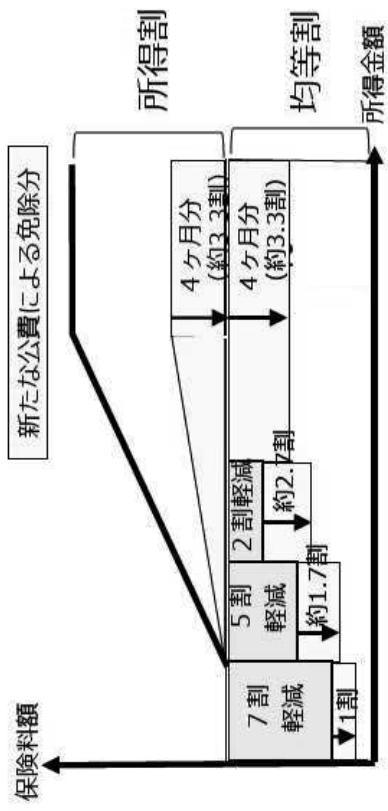
- ・子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者  
に係る産前産後期間相当分（4か月間）の保険料（均等割額、所得割額）  
を免除する措置を創設。

※費用負担 公費（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

所要額 4億円（令和5年度）

※7割、5割、2割軽減は、低所得世帯に対する均等割保険料の軽減措置

※令和4年4月から、未就学児の均等割保険料の軽減制度を導入



## (2) 国保運営方針に基づく保険料水準の統一、医療費適正化の推進

- ・都道府県国保運営方針（都道府県内の国保運営の統一的な方針）について、  
対象期間の考え方や記載事項を見直し。【令和6年4月施行】
- ・「保険料水準統一加速化プラン（仮称）」を策定し、保険料水準の統一に向けた取組を支援。

## (3) その他保険者機能の強化

- ①第三者行為求償事務の取組強化

・広域性や専門性のある事案について、市町村の委託を受けて都道府県  
が実施可能とする。【令和7年4月～】

・市町村が、官公署等の関係機関に対し、第三者の行為によって生じた  
事実に係る資料の提供等を請求することを可能とする。【公布日～】

※ 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合には、その給付額の限度で、  
被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得

- ②退職者医療制度の廃止

・対象者が激減し財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務  
コスト削減を図る観点から、前倒しして廃止。【令和6年4月】

